

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程

平成 8 年 3 月 25 日  
水道企業部管理規程第 4 号

改正 平成 10 年 12 月 22 日水企管規程第 7 号 平成 13 年 3 月 27 日水企管規程第 4 号

## 目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 10 条)
- 第 2 章 旅費(第 11 条－第 22 条)
- 第 3 章 雜則(第 23 条－第 27 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この管理規程は、公務のため旅行する印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この管理規程において「何々地」という場合には、本邦において市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の区域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第4項(法第16条第1号の規定に該当し、失職した場合を除く。)又は第29条の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部(以下「水道企業部」という。)以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

5 職員以外の者が、水道企業部の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。この場合において、その者に支給する旅費については、管理者が別に定める。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令若しくは旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払いもどし手続きをとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額(その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの管理規程の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。)を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他管理者が認める事情により、概算払いを受けた旅費額(概算払いを受けなかった場合には、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、次の各号に規定する金額を旅費として支給することができる。ただし、その金額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するためこの管理規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差引いた額

(旅行命令等)

第4条 旅行は、管理者又はその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者等」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者等は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に指示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者等は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者等に

旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したが、その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

#### (旅費の計算)

第7条 旅費は、職員の勤務地を基点とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

#### (旅費日数の計算)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることはできない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。

#### (年度経過による旅費の計算)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続き)

第10条 旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 旅費(概算払いに係る旅費を除く。)の支給を受けようとする旅行者は、旅行を完了した日の翌日から起算して7日以内に、概算払いに係る旅費を請求しようとする旅行者は、その出発前2日までに請求しなければならない。

3 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について第1項の規定による旅費の精算をしなければならない。

4 旅行者がやむを得ない事情のため、旅行命令権者等の承認を得た場合は、第2項の規定にかかわらず旅費を請求することができる。

5 支払担当者は、第1項の規定による精算の結果、過払金があった場合には過払金の返納告知の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

## 第2章 旅費

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほ

か、次に規定する急行料金

イ 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。

以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 第2号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第13条 航空賃の額は現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場

合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 水道企業部が所有し、又は借り上げた車による旅行の場合には、車賃は支給しない。

#### 第15条 削除

(宿泊料)

#### 第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

#### 第17条 食卓料の額は、別表の定額による。

- 2 食卓料は、船賃の外に別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅費の打切支給)

#### 第18条 職員が長時間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため出張する場合は、用務の状況に応じ、旅費の打切支給をすることができる。

- 2 前項の打切支給額は、予算の範囲内で管理者がその実情を考慮の上、これを定める。

(在勤地内旅行の旅費)

#### 第19条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。

- (1) 交通機関を利用した場合は、その実費
- (2) 公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

(旅費の特別支給)

#### 第20条 上司の随行等で組合区域外に出張した場合の旅費については、上司と同額を支給することができる。

(退職者等の旅費)

#### 第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(旅行中の疾病等の場合)

第 21 条の 2 旅行中に負傷、疾病又は避けることのできない天災等によって滞在したときは、負傷又は疾病によるものにあっては医師の診断書を、その他の事由によるものにあっては当該地の公共団体の長その他当該事由について信頼するに足る者の証明する書類を提出しなければならない。

(遺族の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
  - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる順序による。同順位がある場合には、年長者を先にする。

### 第 3 章 雜則

(路程の計算)

第 23 条 旅行における路程の計算は、次の区分に従い行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 13 条に規定する鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
  - (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
  - (3) 陸路 郵政省の調べに係る郵便線路図に掲げる路程
- 2 前項第 3 号の規定による陸路の路程を計算する場合には、郵便線路図に掲げる各市町村(都については、特別区)内における郵便局で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
- 3 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたり旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすること

ができる。

4 県内陸路の計算については、第1項から第3項までの規定にかかわらず千葉県内管内程表(昭和24年千葉県告示第781号)の定めるところによる。

5 全各項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体その他当該路程の計算について信頼するに足りる者の証明により路程を計算することができる。

#### (旅費の調整)

第24条 管理者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことがある。

2 管理者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が定める旅費を支給することがある。

#### (旅費の特例)

第25条 管理者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

#### (外国旅行の旅費)

第26条 職員が公務のため第2条第1項第1号に掲げる旅行以外の旅行をする場合において、その者に対し支給する旅費の種類並びにその支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例による。

#### (旅行命令簿等、請求書及び添付書類)

第27条 第4条第4項に規定する旅行命令簿及び第10条第1項に規定する請求書は、別記様式による。

2 第10条第1項に規定する添付書類は、別表第2に掲げるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程(昭和 56 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規程第 4 号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規程の規定により作成された帳票等でその用紙が現に残存しているものについては、平成 8 年度に限り、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 10 年 12 月 22 日水企管規程第 7 号)

この管理規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日水企管規程第 4 号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程の規定は、この改正後の規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日水企管規程第 2 号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程の規定は、この改正後の規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。

別表第1(第14条から第17条まで及び第19条)

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
職員	37円	12,500円	2,200円

別表第2(第27条)

## 添付書類

区分		種類
1	第3条第6項の旅費	損失額、旅行命令等の取り消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡又は扶養親族であることを証明する書類
2	第3条第7項の旅費	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類
3	第12条第4号の寝台料金	その支払を証明する書類
4	第13条の航空賃	
5	第14条ただし書の車賃	天災その他やむを得ない事情を証明する書類
6	第16条第2項の宿泊料	
7	第17条の食卓料	その支払を証明する書類
8	第21条の退職者の旅費	旅行中に退職となつたこと、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
9	第22条の遺族の旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類

別記様式(第27条)